

青農水第 1 0 6 3 号
青整企第 2 4 5 号
平成 2 3 年 3 月 2 4 日

社団法人 青森県建設業協会
会長 杉山 東幹 殿

青森県農林水産部長



青森県県土整備部長



猛暑被害に係る公共工事における緊急雇用対策について

平素より県行政に格別の御高配を賜り、心より感謝申し上げます。

県では、平成 2 2 年夏の記録的な猛暑の影響により「異常高水温によるホタテの大量へい死」及び「米の収量等低下」の被害を受けたホタテ養殖業関係者・米生産農家を支援するため、農林水産部及び県土整備部が連携し、県発注工事における緊急雇用対策を平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの期間限定で実施してきたところです（平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日付け青農水第 8 0 5 号及び青整企第 1 9 8 号協力依頼）。

しかしながら、ホタテ養殖業関係については被害が甚大であり、ホタテの再生産や加工原料の確保など漁家経営等に与える影響が長期に及ぶ見込みであることから、別紙 1 のとおり対策を更に 1 年間継続し平成 2 4 年 3 月 3 1 日までとすることとします。

つきましては、ご多忙中大変恐縮ですが、協会員の皆様にご周知くださるようお願い致します。

記

1 添付資料

別紙 1 猛暑によるホタテ・米被害に伴う緊急雇用対策の拡充



担 当		
担当課	農林水産政策課	整備企画課
担当者	経理 G 村上主事	企画・指導調査 G 工藤主幹
TEL	直通：017-734-9460 内線：3233	直通：017-734-9644 内線：4253

建設業者各位

猛暑によるホタテ・米被害に伴う緊急雇用対策の拡充

青森県では、急速な景気後退、雇用情勢の悪化に伴う「離職者」、平成22年夏の記録的な猛暑の影響により「異常高水温によるホタテの大量へい死」及び「米の収量等低下」の被害を受けた「ホタテ養殖業関係者・米生産農家」を対象に、緊急雇用対策を実施しています。

工事請負者においては、積極的に雇用していただくよう協力要請致します。

なお、雇用にあたっては、以下のことに留意願います。

(※「離職者」の緊急雇用対策は平成21年1月から実施しており、雇用情勢が回復するまでの当面の措置として実施することとしている。)

1 雇用対象工事

県農林水産部及び県土整備部が所管する下記工事を対象とする。

(1) ホタテ養殖業関係者 --- 発注済み及び平成24年3月31日までに発注する工事。

(2) 米生産農家 --- 発注済み及び平成23年3月31日までに発注する工事。

※ 上記における「～までに発注する工事」とは、「～までに契約する工事」をいう。

2 雇用対象者

(1) 平成22年夏の猛暑により「ホタテの大量へい死」及び「米の収量等低下」の被害を受けたホタテ養殖業者・米生産農家

(2) (1)の経営者及びホタテの加工業者に作業員等として雇用されていた関係者のうち、経営者の収益減等により就業先を失った者

(3) (1)及び(2)の対象者と生計を共にする者

3 雇用方法

(1) 離職者(従来どおり)

ア 工事請負者がハローワークに求人の申し込みをします。(今回の求人が新規の場合は、ハローワークに対して事業者登録が必要となります。)

イ 求職者から工事請負者に対し、ハローワークで発行する「紹介状I及び採否通知書」が提出されるので、採否通知書に所要事項を記入の上、求職者及びハローワークに通知します。

ウ 工事請負者は雇用者報告書(様式1)、「紹介状I及び採否通知書」の写し及び必要書類(雇用期間が確認できる出勤簿等)を発注機関に提出することにより、雇用実績を報告します。

(2) 猛暑によるホタテ及び米被災者

ア 受注した工事で、猛暑被害を受けたホタテ養殖業関係者・米生産農家に係る雇用予定がある場合、(1)と同様にハローワークへ求人の申し込みをします。

注意事項 ハローワークへ求人申し込みをする際には、猛暑被災者に係る求人か、それ以外の求人かをハローワークの職員へ伝えて下さい。

イ 求職者は、「紹介状I及び採否通知書」とともに、猛暑被害にあった旨を市町村が証明する「罹災証明書」、猛暑被害を受けた事業主が求職者を雇用出来ない旨を証明する「離職等理由証明書(様式3)」を工事請負者に提出します(求職者により異なる)。

(ア) ホタテ養殖業・米生産農家の方及び生計を共にしている方 --- 「罹災証明書」

(イ) ホタテ養殖業者・米生産農家に雇用されていた作業員の方及び生計を共にしている方 --- 「罹災証明書」、「離職等理由証明書」

(ウ) ホタテ加工業者に雇用されていた作業員の方及び生計を共にしている方

--- 「離職等理由証明書」

ウ 工事請負者は、上記証明書で求職者が猛暑の被害にあったかどうかを確認するとともに、採用の適否を決定してください。

また、猛暑の被害を受けたホタテ養殖業関係者・米生産農家と生計を共にする者を雇用する場合も、同様の手続きとなります。

エ 工事請負者は雇用者報告書（様式1）、「紹介状Ⅰ及び採否通知書」の写し及び必要書類（雇用期間が確認できる出勤簿、雇災証明書等）を発注機関に提出することにより、雇用実績を報告します。

4 緊急雇用を行った工事請負者への優遇措置

1ヶ月間以上の新規雇用実績があった場合には、下記のとおり、工事成績評定及び総合評価落札方式の技術力評価において加点対象とします。

※1ヶ月以上の雇用とは、累計22日以上の雇用実績とします。

(1) 工事成績評定の評価

工事において雇用実績があった場合は、当該工事の工事成績評定において「地域への貢献度」の「その他」の項目に該当するものとして取り扱います。

■ その他
(理由：緊急雇用対策を推進するため、離職者〇名を雇用した。)
(理由：緊急雇用対策を推進するため、猛暑によるホタテ・米被災者〇名を雇用した。)

(2) 総合評価落札方式での加点

総合評価落札方式への入札参加業者に雇用実績があった場合は、技術力評価の「地域貢献」の項目で加点します。

ア 評価項目

<技術力評価>				
	評価項目	評価基準	配点	得点
地域貢献	緊急雇用対策（離職者）の雇用実績	1ヶ月以上雇用期間の人数が3人以上（※）	2.0	/2.0
		1ヶ月以上雇用期間の人数が1～2人	1.0	
		上記以外	0.0	
	緊急雇用対策（猛暑によるホタテ・米被災者）の雇用実績	1ヶ月以上雇用期間の人数が3人以上（※）	2.0	/2.0
		1ヶ月以上雇用期間の人数が1～2人	1.0	
		上記以外	0.0	

※ 緊急雇用対策における1ヶ月以上雇用期間とは、新規に雇用された社員の雇用期間とする。

(※離職者と猛暑被災者の両方を雇用することで、最大4点の加点が可能となる。)

イ 雇用の開始日及び雇用実績

雇用の開始日は平成22年10月15日以降とし、下記期間に猛暑によるホタテ・米被災者を新規雇用したものを対象とし、1ヶ月間以上雇用した場合に雇用実績とする。

(ア) ホタテ養殖業関係者 --- 平成22年10月15日～平成24年3月31日まで。

(イ) 米生産農家 --- 平成22年10月15日～平成23年3月31日まで。

ただし、猛暑被害にあった旨を証明する資料の添付が必要となります。

ウ 総合評価落札方式への適用

総合評価落札方式への適用は、平成23年2月1日以降入札公告の工事を対象とし、雇用実績は、雇用の最終日（「雇用者報告書（様式1）」により報告）から6ヶ月間有効とします。

ただし、平成23年1月31日以前が最終日となる雇用実績は、平成23年2月1日から平成23年7月31日まで有効とします。